

# 西脇市・黒田庄町合併協議会

## 第1回会議資料

日時：平成15年11月14日（金） 午前9時15分～  
場所：西脇市民会館 中ホール

## 第1回西脇市・黒田庄町合併協議会次第

と き 平成15年11月14日（金）  
午前9時15分から  
ところ 西脇市民会館中ホール

### 1 開会

### 2 あいさつ（会長・副会長・北播磨県民局長）

### 3 委嘱状交付

### 4 議事

#### (1) 報告事項

報告第1号 西脇市・黒田庄町合併協議会規約について

報告第2号 西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議書について

報告第3号 西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程について

報告第4号 西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会設置規程について

報告第5号 西脇市・黒田庄町合併協議会分科会設置規程について

報告第6号 西脇市・黒田庄町合併協議会事務局規程について

報告第7号 西脇市・黒田庄町合併協議会財務規程について

報告第8号 平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算について

報告第9号 西脇市・黒田庄町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する  
規程について

報告第10号 合併協定項目及び協議の方針について

報告第11号 住民意向調査について

報告第12号 西脇市・黒田庄町合併協議会スケジュールについて

#### (2) 協議事項

協議第1号 西脇市・黒田庄町合併協議会会議運営規程について

協議第2号 西脇市・黒田庄町合併協議会会議傍聴規程について

協議第3号 西脇市・黒田庄町合併協議会会議録等閲覧規程について

#### (3) 事前提案事項

協議第4号 新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について

協議第5号 合併の方式について

協議第6号 合併の期日について

協議第7号 新市の名称について

5 その他 第2回 12月19日（金） 黒田庄町中央公民館  
第3回 1月20日（火） 西脇市生涯学習まちづくりセンター

### 6 閉会

# 報 告 事 項

報告第1号	西脇市・黒田庄町合併協議会規約について	P 1 ~ P 4
報告第2号	西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議書について	P 4の2 ~ P4の4
報告第3号	西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程について	P 5 ~ P 7
報告第4号	西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会設置規程について	P 8 ~ P 10
報告第5号	西脇市・黒田庄町合併協議会分科会設置規程について	P 11 ~ P 13
報告第6号	西脇市・黒田庄町合併協議会事務局規程について	P 14 ~ P 18
報告第7号	西脇市・黒田庄町合併協議会財務規程について	P 19 ~ P 21
報告第8号	平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算について	P 22 ~ P 31
報告第9号	西脇市・黒田庄町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について	P 32 ~ P 33
報告第10号	合併協定項目及び協議の方針について	P 34 ~ P 40
報告第11号	住民意向調査について	P 41 ~ P 51
報告第12号	西脇市・黒田庄町合併協議会スケジュールについて	P 52 ~ P 53

報告第1号

西脇市・黒田庄町合併協議会規約について

西脇市・黒田庄町合併協議会規約を別紙のとおり定めたので報告する。  
。

平成15年11月14日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

## 西脇市・黒田庄町合併協議会規約

(設置)

第1条 西脇市及び黒田庄町(以下「関係市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(名称)

第2条 協議会は、西脇市・黒田庄町合併協議会と称する。

(事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係市町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係市町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、西脇市に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、関係市町の長が協議し、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 関係市町の長
- (2) 関係市町の議会の議長及び議会が選出する議員1名
- (3) 関係市町の長が協議して定めた学識経験を有する者14名以内

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長が

あらかじめ委員に通知しなければならない。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

( 会議の運営 )

第10条 会議は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

( 小委員会 )

第11条 協議会は、担任する事務の一部について調査及び審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

( 幹事会 )

第12条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

( 事務局 )

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の事務に従事する職員は、関係市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 経費 )

第14条 協議会に要する経費は、関係市町が負担する。

( 監査 )

第15条 協議会の出納の監査は、会長の属する市町の監査委員に委嘱して行う。

- 2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

( 財務 )

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市町の例により会長が定める。

( 報酬及び費用弁償 )

第17条 会長、副会長、委員及び監査委員には、その職務を行うために要する報酬及び費用弁償を支払うことができる。

- 2 第9条第4項の規定により委員以外の者に出席を求めた場合は、その者に対して費用弁償を支払うことができる。

- 3 前2項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長の属する市町の例により会長が別に定める。

( 協議会解散の場合の措置 )

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

( 補則 )

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約の施行期日は、関係市町の長が協議して定める。

## 報告第2号

### 西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議書について

西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議書を別紙のとおり締結したので報告する。

平成15年11月14日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭



## 西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議書

西脇市及び黒田庄町（以下「関係市町」という。）は、西脇市・黒田庄町合併協議会規約（以下「規約」という。）第4条、第6条第1項、第7条第1項、第14条及び第15条第1項に規定する内容について次のとおり定める。

（事務所）

第1条 規約第4条に規定する事務所は、西脇市生涯学習まちづくりセンター内に置く。

（会長及び副会長）

第2条 規約第6条第1項に規定する協議会の会長及び副会長は、別表第1のとおりとする。

（委員）

第3条 規約第7条第1項第3号に規定する学識経験を有する者は、別表第2のとおりとする。

（委員の代理出席）

第4条 規約第7条第1項に規定する委員の代理出席は認めないものとする。ただし、同条第1項第1号及び第2号（議長に限る。）に規定する委員（事故あるとき又は欠けたときに限る。）並びに第3号に規定する委員のうち北播磨県民局長については、この限りでない。

（経費）

第5条 規約第14条に規定する協議会に要する経費は、関係市町の負担とし、その割合は均等とする。

2 毎年度の負担金の額については、その都度協議を行う。

（監査委員）

第6条 規約第15条第1項に規定する監査委員は、別表第3のとおりとする。

（規約の施行）

第7条 規約附則に規定する規約の施行日は、平成15年11月7日とする。

（内容変更）

第8条 この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わす。

（定めのない事項）

第9条 この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町の長が協議して定める。

（協議の失効）

第10条 この協議は、協議会が解散したときにその効力を失う。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、関係市町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年11月6日

西脇市郷瀬町 605番地

西脇市

西脇市長 内橋直昭

多可郡黒田庄町喜多 165番地の1

黒田庄町

黒田庄町長 東野敏弘

別表第1（第2条関係）

区分	氏名
会長	内橋直昭（西脇市長）
副会長	東野敏弘（黒田庄町長）

別表第2（第3条関係）

区分	氏名	備考	
関係市町の長が協議して定めた学識経験を有する者	西脇市	神部良夫	
		小林茂夫	
		浅田康子	
		岩崎貞典	
		生田弘之	
	黒田庄町	長谷川俊雄	
		三谷康	
		西村萬里子	
		宮崎正則	
		東野一彦	
	共通枠	藤井良己	
		西山孝彦	
		小畑則幸	

別表第3（第6条関係）

氏名	所属団体
依藤諭弘	西脇市
藤原信子	西脇市

報告第3号

西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程について

西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年11月14日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

## 西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、西脇市・黒田庄町合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会（以下「協議会」という。）幹事会（以下「幹事会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に付議すべき事項等について協議又は調整するものとする。

### (組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 幹事会に幹事長1名及び副幹事長1名を置く。

3 幹事長は黒田庄町助役をもって充て、副幹事長は西脇市助役をもって充てる。

### (会議)

第4条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

### (会議の運営)

第5条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (専門部会)

第6条 幹事会は、所掌事務に関する各事項の調査、研究・検討及び調整を行うため、幹事会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

### (関係者の出席)

第7条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

### (報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について、随時会長に報告するものとする。

### (庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

### (補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月7日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名
西 脇 市	助 役
	収 入 役
	教 育 長
	企画総務部長
	企画課主幹
	総務課長
	財政課長
黒田庄町	助 役
	収 入 役
	教 育 長
	企画振興課長
	総務課長
	総務課長補佐

報告第4号

西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会設置規程について

西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会設置規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年11月14日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

## 西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会設置規程

(設置)

第1条 西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程第6条第2項の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会(以下「協議会」という。)専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、協議会の幹事会幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、各事項を専門的に調査、研究・検討及び調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げるとおりとし、同表に掲げる所管課等の長をもって充てる。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名

(役員等の職務)

第5条 部会長は、それぞれの会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、幹事長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、専門部会の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する専門部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町の担当部門において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月7日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会名	関係所管課等				備考
	西	脇	市	黒田庄町	
総務・企画部会	理事付	秘書課	総務課	企画振興課	関係 事務 組合 等
	企画課	総務課	出納室	住民課	
	財政課	会計課	中央公民館		
税 務 部 会	税務課	市民課	税務課	保健福祉課	
住民・福祉部会	福祉総務課	長寿福祉課	住民課	保健福祉課	
	人権推進課	市民課	総務課	企画振興課	
	健康課	生活環境課	企業課	生涯学習課	
	病院	老人保健施設			
産業・建設部会	建設総務課	都市整備課	産業課	土木課	
	土木課	建築課	住民課	企画振興課	
	農林振興課	商工労政課	保健福祉課		
	農村整備課	農業委員会			
	会計課				
上下水道部会	管理課	下水道課	企業課		
	水道課				
教 育 部 会	教育総務課	学校教育課	管理課	教育指導課	
	市民スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	中央公民館	
	人権教育室	生活文化総合C			
	公民館	青少年センター			
	地球科学館				
議会・選管・監 査公平部会	議会事務局	選挙管理委員会	総務課	議会事務局	
	監査公平委員会事務局				



報告第 5 号

西脇市・黒田庄町合併協議会分科会設置規程について

西脇市・黒田庄町合併協議会分科会設置規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成 15 年 11 月 14 日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会 長 内 橋 直 昭

## 西脇市・黒田庄町合併協議会分科会設置規程

(設置)

第1条 西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会設置規程第7条の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会長(以下「部会長」という。)の指示を受け、各事項を専門的に調査、研究・検討及び調整するものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げるとおりとし、同表に掲げる所管課等の職員をもって充てる。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1名

(2) 副分科会長 1名

(役員等の職務)

第5条 分科会長は、それぞれの会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は、分科会の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市町の担当部門において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月7日から施行する。

別表（第3条関係）

分科会名	主 な 所 管 課 等		備考
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
財 政 分 科 会	財政課	総務課	関 係 事 務 組 合 等
管 財 分 科 会	財政課、会計課	総務課、中央公民館	
総 務 分 科 会	総務課	総務課	
人 事 分 科 会	総務課	総務課	
電 算 分 科 会	企画課	総務課	
企 画 分 科 会	理事付、企画課	総務課、企画振興課、住民課	
秘書・広報分科会	秘書課、理事付	総務課、企画振興課	
広域行政分科会	企画課	総務課	
出 納 分 科 会	会計課	総務課、出納室	
税 務 分 科 会	税務課、市民課	税務課、保健福祉課	
住 民 分 科 会	市民課、生活環境課	住民課、総務課	
国保・老健分科会	市民課	保健福祉課	
消 防 団 分 科 会	福祉総務課	住民課	
環 境 分 科 会	生活環境課	住民課、企業課	
交通・防犯分科会	生活環境課、福祉総務課	住民課	
福 祉 分 科 会	福祉総務課、人権推進課	保健福祉課	
健康・病院分科会	健康課、病院、老人保健施設	保健福祉課	
介護・高年分科会	長寿福祉課	保健福祉課	
社 協 分 科 会	福祉総務課	保健福祉課	
農林水産分科会	農林振興課、農村整備課	産業課	
農業委員会分科会	農業委員会	産業課	
農 地 分 科 会	農村整備課	土木課	
商工観光分科会	商工労政課	産業課、保健福祉課	
建 設 分 科 会	建設総務課、土木課、会計課	土木課、住民課	
住 宅 分 科 会	建築課	住民課	
都市計画分科会	都市整備課、建築課	企画振興課、土木課	
水 道 分 科 会	管理課・水道課	企業課	
下 水 道 分 科 会	管理課・下水道課	企業課	
教育総務分科会	教育総務課	管理課	
学校教育分科会	学校教育課、青少年C	管理課、教育指導課	
生涯学習分科会	市民スポーツ課、生涯学習課、 人権教育室、生活文化総合C、 公民館、青少年C、地球科学館	生涯学習課、中央公民館	
議 会 分 科 会	議会事務局	議会事務局	
選 挙 分 科 会	選挙管理委員会	総務課	
監査公平分科会	監査公平委員会事務局	議会事務局	

報告第6号

西脇市・黒田庄町合併協議会事務局規程について

西脇市・黒田庄町合併協議会事務局規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年11月14日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

## 西脇市・黒田庄町合併協議会事務局規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、西脇市・黒田庄町合併協議会規約第13条第3項の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会（以下「協議会」という。）事務局（以下「事務局」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) その他協議会の運営に必要な事項

### (職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局長補佐その他必要な職員を置く。

2 各係の分掌事務は別表第1のとおりとする。

### (職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局長補佐は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 所属職員の指揮監督

### (決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要綱等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

### (専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 50万円未満の物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

( 公印の取扱い )

第 7 条 協議会の公印の名称、ひな型、寸法、使用区分、公印を保管すべき者及び個数は、別表第 2 のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱いは、会長の属する市町の例による。

( 文書の取扱い )

第 8 条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、会長の属する市町の例による。

( 職員の服務 )

第 9 条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件は、原則として、会長の属する市町の例による。

( 給与等 )

第 10 条 職員の給与等については、それぞれ派遣元の市町が支給する。

2 職員の旅費については、会長の属する市町の例により協議会が支給する。

( 補則 )

第 11 条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 11 月 7 日から施行する。

別表第 1 ( 第 3 条 関 係 )

係 名	分 掌 事 務
総務調整係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庶務及び会計に関すること。</li> <li>2 予算及び決算の調製に関すること。</li> <li>3 協議会の会議に関すること。</li> <li>4 幹事会の会議に関すること。</li> <li>5 合併に係る資料の編さんに関すること。</li> <li>6 合併の諸手続に関すること。</li> <li>7 広報広聴活動（会議録・ホームページ・協議会だより）に関すること。</li> <li>8 報酬等の支給に関すること。</li> <li>9 仮例規策定に関すること。</li> <li>10 講演会、シンポジウム等の開催に関すること。</li> <li>11 前各号に定めるもののほか、他の係に属さないもの</li> </ol>
計画調整係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新市建設計画の策定に関すること。</li> <li>2 財政計画に関すること。</li> <li>3 専門部会、分科会の会議に関すること。</li> <li>4 電算システム統合事務に係る連絡調整に関すること。</li> <li>5 総務、企画に係る協議調整に関すること。（総務・企画部会）</li> <li>6 税務に係る協議調整に関すること。（税務部会）</li> <li>7 民生、福祉に係る協議調整に関すること。（住民・福祉部会）</li> <li>8 産業、建設に係る協議調整に関すること。（産業・建設部会）</li> <li>9 上下水道事業に係る協議調整に関すること。（上下水道部会）</li> <li>10 教育に係る協議調整に関すること。（教育部会）</li> <li>11 議会、選挙等に係る協議調整に関すること。（議会・選管・監査公平部会）</li> </ol>

別表第 2 ( 第 7 条 関 係 )

公印の名称	西脇市・黒田庄町合併協議会長印
ひな型	古印体 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;">                 西脇市・                  黒田庄町                  合併協議                  会長印             </div>
寸法	2.4 cm × 2.4 cm
使用区分	会長名をもってする文書
管守者	事務局長
個数	1

公印の名称	西脇市・黒田庄町合併協議会長職務代理者印
ひな型	古印体 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;">                 西脇市・黒                  田庄町合併                  協議会長職                  務代理者印             </div>
寸法	2.4 cm × 2.4 cm
使用区分	会長職務代理者名をもってする文書
管守者	事務局長
個数	1



報告第7号

西脇市・黒田庄町合併協議会財務規程について

西脇市・黒田庄町合併協議会財務規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年11月14日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

## 西脇市・黒田庄町合併協議会財務規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、西脇市・黒田庄町合併協議会規約第16条の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (予算)

第2条 協議会の予算は、西脇市及び黒田庄町（以下「関係市町」という。）の負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務の管理、執行に要する経費をもって歳出とする。

### (予算の調製等)

第3条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得るものとする。

2 前項の規定により承認を得たときは、会長は、当該予算の写しを速やかに関係市町の長に送付しなければならない。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度によるものとする。

### (予算の補正)

第4条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、その旨を関係市町の長に申し出るものとする。

2 前項の申出に基づき、関係市町の長が協議会に係る既定予算の補正をすべき額を決定したときは、会長は、補正予算を調製し、速やかに協議会の承認を得るものとする。

3 前条第2項の規定は、前項の規定により補正予算の承認を得た場合に準用する。

### (予算の款、項及び目の区分)

第5条 歳入歳出の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、臨時的かつ特別な理由があるときは、別表に定める以外の項及び目を定めることができる。

### (出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等、安全な方法によって保管しなければならない。

### (出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから出納員を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を処理する。

3 会長は、その事務の一部を出納員に委任することができる。

( 決算の調製等 )

第 8 条 会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の規定により、承認を得たときは、当該決算の写しを関係市町の長に送付しなければならない。

( 補則 )

第 9 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長の属する市町の例による。

#### 附 則

1 この規程は、平成 15 年 11 月 7 日から施行する。

2 協議会を設置した年度については、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、会長が専決し、協議会設置後最初に開催される協議会で承認を得るものとする。

別表 ( 第 5 条関係 )

#### 歳入予算の区分

款	項	目
1 分担金及び負担金	1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入	1 預金利子
		2 雑入

#### 歳出予算の区分

款	項	目
1 総務費	1 総務管理費	1 事務局費
	2 事業推進費	1 協議会費
		2 調査研究費
		3 広報費
2 予備費	1 予備費	1 予備費

報告第 8 号

平成 15 年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算について

平成 15 年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算を別紙のとおり定めたので、西脇市・黒田庄町合併協議会財務規程第 3 条第 1 項及び附則第 2 項の規定により、承認を求める。

平成 15 年 11 月 14 日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会 長 内 橋 直 昭

## 平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算

平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,202千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成15年11月7日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

第 1 表

歳入歳出予算

歳入 (単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	1 負担金	12,200	0	12,200
2 諸収入	2 諸収入	2	0	2
歳入合計		12,202	0	12,202

歳出 (単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費	1 総務管理費	2,473	0	2,473
	2 事業推進費	9,579	0	9,579
2 予備費	1 予備費	150	0	150
歳出合計		12,202	0	12,202

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

項 目	期 間	限 度 額
新市建設計画策定業務委託料	平 成 16 年 度	809
事務事業一元化業務委託料	平 成 16 年 度	21
仮例規集編さん業務委託料	平 成 16 年 度	840

平成15年度

西脇市・黒田庄町合併協議会予算書説明資料



## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	12,200	0	12,200
2 諸収入	2	0	2
歳入合計	12,202	0	12,202

### (歳出)

単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳		
				国県支出金	その他	一般財源
1 総務費	12,052	0	12,052	0	0	12,052
2 予備費	150	0	150	0	0	150
歳出合計	12,202	0	12,202	0	0	12,202

2 歳 入

第 1 款 負 担 金

第 1 項 負 担 金

( 単 位 千 円 )

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 負担金	12,200	0	12,200	1 負担金	12,200	西脇市 6,100 黒田庄町 6,100
計	12,200	0	12,200			

第 2 款 諸 収 入

第 1 項 諸 収 入

( 単 位 千 円 )

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 預金利子	1	0	1	1 預金利子	1	預金利子
2 雑 入	1	0	1	1 雑 入	1	雑入
計	2	0	2			

3 歳 出

第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	その他	一般財源	区 分	金 額		
1 事務局費	2,473	0	2,473	0	0	2,473	8 報 償 費	20	研修時謝礼	
							9 旅 費	96	出張旅費、視察研修旅費	
							11 需 用 費	767	消耗品費	360
									燃料費	30
									印刷製本費	360
									修繕費	17
							12 役 務 費	163	通信運搬費	148
									振込み手数料等	15
14 使用料及び 賃 借 料	260	通行料	20							
		事務所及び機器借上料	240							
18 備品購入費	100	備品購入費								
19 負担金補助 及び交付金	1,067	臨時職員雇用負担金(西脇市)								
計	2,473	0	2,473	0	0	2,473				

第2項 事業推進費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
				国県支出金	その他	一般財源	区分	金額	
1 協議会費	2,106	0	2,106	0	0	2,106	1 報酬	1,014	協議会委員報酬 監査委員報酬
							8 報償費	71	視察時謝礼
							9 旅費	29	視察時費用弁償
							11 需用費	16	食糧費
							13 委託料	842	会議録作成委託料 公印調製業務委託料
							14 使用料及び賃借料	80	通行料 10 会場、バス等借上料 70
							18 備品購入費	54	会議録用デッキ等
2 調査研究費	5,961	0	5,961	0	0	5,961	11 需用費	100	アンケート用封筒等
							12 役務費	695	アンケート郵送代
							13 委託料	5,166	新市建設計画策定業務委託料 事務事業一元化業務委託料 仮例規集編さん業務委託料
3 広報費	1,512	0	1,512	0	0	1,512	11 需用費	1,000	印刷製本費(広報) ホームページ作成委託料 看板等作成委託料 広報折込・配布委託料
計	9,579	0	9,579	0	0	9,579			

第2款

第1項 予備費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
				国県支出金	その他	一般財源	区分	金額	
1 予備費	150	0	150	0	0	150			
計	150	0	150	0		150			

報告第9号

西脇市・黒田庄町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償  
に関する規程について

西脇市・黒田庄町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規  
程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年11月14日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会 長 内 橋 直 昭

## 西脇市・黒田庄町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償 に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西脇市・黒田庄町合併協議会規約第17条第3項の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、副会長、委員及び監査委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 委員等の報酬は日額7,800円とする。ただし、常勤の公務員である委員等については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 委員等が、協議会の職務のために、旅行した場合(北播磨県民局管内を除く。)は、会長の属する市町の例により費用弁償として旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 前条に規定する旅費の種類、額及び支給方法等については、会長の属する市町の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定により支給する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月7日から施行する。

報告第10号

合併協定項目及び協議の方針について

合併協定項目及び協議の方針を別紙のとおり報告し、承認を求める。

平成15年11月14日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭



合併協定項目一覧

番 号	項 目	備 考
1	合併の方式	
2	合併の期日	
3	新市の名称	
4	新市の事務所の位置	
5	財産の取扱い	
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	
8	地方税の取扱い	
9	一般職の職員の身分の取扱い	
10	特別職の身分の取扱い	
11	条例・規則等の取扱い	
12	事務組織及び機構の取扱い	
13	一部事務組合等の取扱い	
14	使用料・手数料等の取扱い	
15	公共的団体等の取扱い	
16	補助金・交付金等の取扱い	
17	町・字の区域及び名称の取扱い	
18	慣行の取扱い	
19	国民健康保険事業の取扱い	
20	介護保険事業の取扱い	
21	消防団の取扱い	
22	各種事業の取扱い	
	1 都市交流事業	
	2 電算システム事業	
	3 広報広聴関係事業	
	4 納税関係事業	
	5 防災関係事業	
	6 交通関係事業	
	7 人権政策推進事業(女性施策含む。)	
	8 保健衛生事業	
	9 各種福祉事業	
	10 保育事業	
	11 生活保護事業	
	12 健康づくり事業	
	13 農林水産関係事業	
	14 商工・観光関係事業	
	15 勤労者・消費者関連事業	
	16 建設関係事業	
	17 上・下水道事業	
	18 学校教育事業	
	19 文化振興事業	
	20 社会教育事業	
	21 社会福祉協議会	
	22 その他事業	
23	新市建設計画	

## 協定項目の協議について

### 1. 協定項目の内容

項目名	内 容
<b>基本的な協定項目</b>	
1 合併の方式	<p>合併の方式については、「新設合併」と「編入合併」の二つの形態があります。</p> <p>新設合併とは、合併する全ての市町村（以下「関係市町村」という。）を廃して新たに一つの市又は町（以下「新市等」という。）を置く場合をいいます。このことを「対等合併」、又は「合体合併」ともいいます。</p> <p>編入合併とは、一つの市、町、村の行政区域に別の市、町、村を加える場合をいいます。</p>
2 合併の期日	<p>合併の期日については、法律上の規定はありませんが、合併特例法の適用を受けようとするれば、平成17年3月31日が期限となります。</p> <p>最終的には合併の効力が発生する総務大臣の告示がなされるまでには、住民の合意形成、協議会でのさまざまな協議事項の協議、あるいは関係市町村の議会や県議会の議決、総務大臣による官報告示までの手続などかなりの期間を要します。</p>
3 新市の名称	<p>新市等の名称については、合併の方式によってその取扱いが異なります。</p> <p>新設合併の場合は、関係市町村がすべて廃されますので、新しい市の名称を決めなければなりません。</p>
4 新市の事務所の位置	<p>新設合併の場合には、新たに事務所の位置を定めなければなりません。</p> <p>位置を定めるに当たっては、地方自治法第4条第2項で「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等については適当な考慮を払わなければならない」とされています。</p>
5 財産の取扱い	<p>関係市町村が持っている財産（公有財産、物品及び債権並びに基金）の取扱いを協議します。</p>
<b>合併特例法に規定されている協定項目</b>	
6 議会の議員の定数及び任期の取扱い	<p>新設合併の場合、関係市町村の議会の議員はすべてその身分を失うこととなります。住民の意見を合併後の行政に反映させ、市町村建設計画の実施を基礎とした新市の均衡ある振興整備を図る等の趣旨から、合併後の一定期間に限り、地域住民の代表者である議会の議員の定数や在任に関する特例措置が定められています。この措置を適用するか否かは、協議会で協議します。</p> <p style="padding-left: 2em;">一般原則及び新設合併の場合の特例措置の内容については次のとおりです。</p> <p style="padding-left: 2em;">一般原則</p> <p style="padding-left: 2em;">地方自治法第7条第6項の新市の設置の日から50日以内に、地方自治法の規定に基づき新市等の人口により算出された定数（注）によって、新市等の議会の議員の選挙を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">（注）地方自治法第91条第2項第5号 （人口5万人未満の市及び人口2万人以上の町村・・・26人以内）</p> <p style="padding-left: 2em;">定数特例制度</p> <p style="padding-left: 2em;">新市等の議会の議員の定数は、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、地方自治法に基づく定数の2倍までの議員を置くことができます。</p> <p style="padding-left: 2em;">在任特例制度</p> <p style="padding-left: 2em;">関係市町村の議会の議員は、最長2年間、新市等の議員として在任できます。</p>

項目名	内容
7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	<p>新設合併の場合、関係市町村の農業委員会の委員は、すべてその身分を失うこととなるのが原則です。</p> <p>これに対して、農業委員会等に関する法律及び合併特例法には、次のような特例措置が定められています。</p> <p>新市等の区域に一つの農業委員会を置く場合  関係市町村の農業委員会の選挙による委員で新市等の被選挙権を有することとなる者は、80人を超えず10人を下らない範囲で定めた数の者に限り、合併後1年を超えない範囲で定めた期間、引き続き新市等の農業委員会の委員として在任することができます。</p> <p>なお、選任による委員については、特例措置がないので、合併後速やかに農業委員会等に関する法律に定める手続により選任による委員を選出しなければなりません。</p> <p>新市等の区域を分けて2以上の農業委員会を置く場合  合併前の市町村に設置された区域を区域としない農業委員会を置く場合  ・各区域に置かれる農業委員会の選挙による委員の数及びその任期については、新設合併時に新市等に一つの農業委員会を置く場合と同様に取り扱われます。</p> <p>合併前に市町村に設置された区域を区域とする農業委員会を置く場合  ・従前の市町村に置かれた農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会として存続することとなり従前の委員がそのまま在任することができます。</p> <p>西脇市と黒田庄町の合併では、新市の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことはできません。</p> <p>西脇市と黒田庄町が合併した農業委員会委員の定数については、農業委員会等に関する法律及び農業委員会等に関する法律施行規則の規定により20人以下となります。</p>
8 地方税の取扱い	<p>現行の地方税法上、市町村が課すことのできる税は、市町村民税、固定資産税、軽自動車税などの普通税と入湯税、都市計画税などの目的税があります。</p> <p>このうち、税率が法で定められ、変更の余地のない税率によりすべての市町村が課している税目の「市町村たばこ税」以外は、関係市町村間で税目によって税率が異なっている場合があります。</p> <p>こうした場合、合併特例法では「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として、不均一の課税をすることができる」となっていますので、その取扱いを協議します。</p>
9 一般職の職員の身分の取扱い	<p>市町村の合併が行われた場合、新設合併の場合はすべての関係市町村の法人格が消滅するため、これらの市町村に勤務していた一般職の職員は失職することになります。</p> <p>こうした不合理を避けるために、合併特例法第9条において、関係市町村は、その協議により、合併の際、現にその職にある一般職の職員が引き続き新市等の職員として、その身分を保有するように措置しなければならないと定められており、協議会において、関係市町村の一般職の職員を新市等の職員として引き継ぐ旨の取り決めを行います。</p>
<b>その他必要な協定項目</b>	
10 特別職の身分の取扱い	<p>市町村長、助役、収入役、教育長及び各種委員会等の特別職の職員については、新設合併の場合、すべて身分を失い、新市等で新たに選挙、選任されることとなります。</p> <p>また、特別職の職員をどのように処遇するのかを協議します。</p>

項目名	内 容
11 条例・規則等の取扱い	<p>新設合併の場合、関係市町村が消滅するので、関係市町村で施行されていた条例規則等はすべて失効し、新市等の条例、規則等が施行されることとなります。</p> <p>ただし、新市等の条例、規則等が施行されるまでの間は、新市等の長の職務執行者は、従来その地域に施行されていた条例、規則等を当該地域に引き続き施行することができるかとされています。</p> <p>なお、新市等の長の職務執行者は、必要と認めるときは、新しい条例を専決処分により制定して施行することもできますので、これらの取扱いを協議します。</p>
12 事務組織及び機構の取扱い	<p>新設合併の場合は、合併前の市町村の組織や機構は法的には消滅することから、条例や規則等に基づいて、組織や機構（本庁組織、支所（支庁）、出先機関等）を新たに設置します。</p>
13 一部事務組合等の取扱い	<p>合併の際に、関係市町村が構成団体になっている地方自治法に定めのある一部事務組合・第3セクター・土地開発公社等については、合併前の市町村の法人格が消滅するので、関係市町村とこれらの広域行政を共同で行っている関係地方自治体と協議の上、その取扱いを協議します。</p>
14 使用料・手数料の取扱い	<p>住民生活に密接に関係し、かつ、重要なものであるため、合併を行う場合には、住民の生活に大きな影響を及ぼさないよう、制度の効率的な運用と円滑な統一について協議します。</p>
15 公共的団体等の取扱い	<p>合併市町村の一体性の速やかな確保に資するため、関係市町村にある商工会議所、商工会、婦人会、文化事業団体等の公共的団体等（法人たると否とを問わない）の統合整備について協議します。</p>
16 補助金・交付金等の取扱い	<p>各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市等においての必要性・公平性などの観点から内容を検討し協議します。</p>
17 町・字の区域及び名称の取扱い	<p>町、字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとって愛着が深いものであり、その取扱いを協議します。</p>
18 慣行の取扱い	<p>市町村民憲章、市町村の木・花・鳥・各種宣言等の各種慣行については、地域の伝統文化との結びつきが強いものがあります。</p> <p>これらの慣行については、地域の特性や個性、住民生活に十分配慮しながら、その取扱いを協議します。</p>
19 国民健康保険事業の取扱い	<p>国民健康保険は、市町村が保険者となって、住民から保険料を徴収して運営していますが、保険制度の運用が異なるため、負担割合も異なっています。また、保険料の代わりに地方税として国民健康保険税を課している場合もありますので、その取扱いを協議します。</p>
20 介護保険事業の取扱い	<p>介護保険事業は、制度の中で保険料や納期が異なっていますので、その取扱いを協議します。</p>
21 消防団の取扱い	<p>関係市町村の消防団は、合併時に統合することが適切ですが関係市町村において組織構成、処遇等が異なるため、その取扱いを協議します。</p>
22 各種事業の取扱い	<p>上記のほかにも、福祉、保健衛生、建設、産業、教育、文化等あらゆる分野の住民負担や行政サービスがありますが、関係市町村で異なっているものは多く、その取扱いを協議します。</p>
22- 1 都市交流事業	<p>姉妹都市、国際交流事業等について協議します。</p>
22- 2 電算システム事業	<p>電算システム（住民情報、税務、福祉等）の統合について協議します。</p>
22- 3 広報広聴関係事業	<p>広報紙等の発行や広聴制度等について協議します。</p>
22- 4 納税関係事業	<p>新市等の自主財源の確保・強化のため、滞納整理等の実務能力を向上させるとともに、体制を整備します。また、納税組合等の取扱いについて協議します。</p>
22- 5 防災関係事業	<p>防災事業等について協議します。（地域防災計画等）</p>

項目名	内 容
22- 6 交通関係事業	交通関係事業について協議します。(地域バス等)
22- 7 人権政策推進事業 (女性施策含む。)	人権政策の総合推進(基本方針)や男女共同参画推進等について協議します。
22- 8 保健衛生事業	成人・母子保健事業、予防対策事業、ごみやし尿収集と処理及び環境衛生対策事業について協議します。
22- 9 各種福祉事業	各種福祉事業について、国の制度に基づき実施している事業は引き続き推進し、独自制度について協議します。
22-10 保育事業	保育事業について、国等の制度に基づき実施している事業は引き続き実施し、保育料等について協議します。
22-11 生活保護事業	生活保護事業について、国等の制度に基づき実施している事業は引き続き実施し、合併に伴う事務量の増加による福祉事務所の職員の配置について協議します。
22-12 健康づくり事業	関係市町村で実施している健康づくり事業について協議します。
22-13 農林水産関係事業	農林業振興対策事業について協議します。
22-14 商工・ 観光関係事業	商工・観光事業等について協議します。
22-15 勤労者・ 消費者関連事業	勤労者、消費者保護対策事業について協議します。
22-16 建設関係事業	道路・河川整備、住宅事業等について協議します。
22-17 上・下水道事業	上・下水道事業について協議します。
22-18 学校教育事業	幼稚園、小・中学校に関する事業や公立学校の通学区域等について協議します。
22-19 文化振興事業	文化振興事業について協議します。
22-20 社会教育事業	社会教育事業等について協議します。
22-21 社会福祉協議会	社会福祉協議会について協議します。
22-22 その他事業	各市町独自の事業、類似事業等について協議します。
<b>新市建設計画に関する協定項目</b>	
23 新市建設計画	新市建設計画は、合併協議会が作成するものであり、市町の合併に際し、関係市町の住民等に対して合併市町の将来に対するビジョンを与え、合併の適否の判断材料となるものであって、合併市町のマスタープランとしての役割を果たすものです。

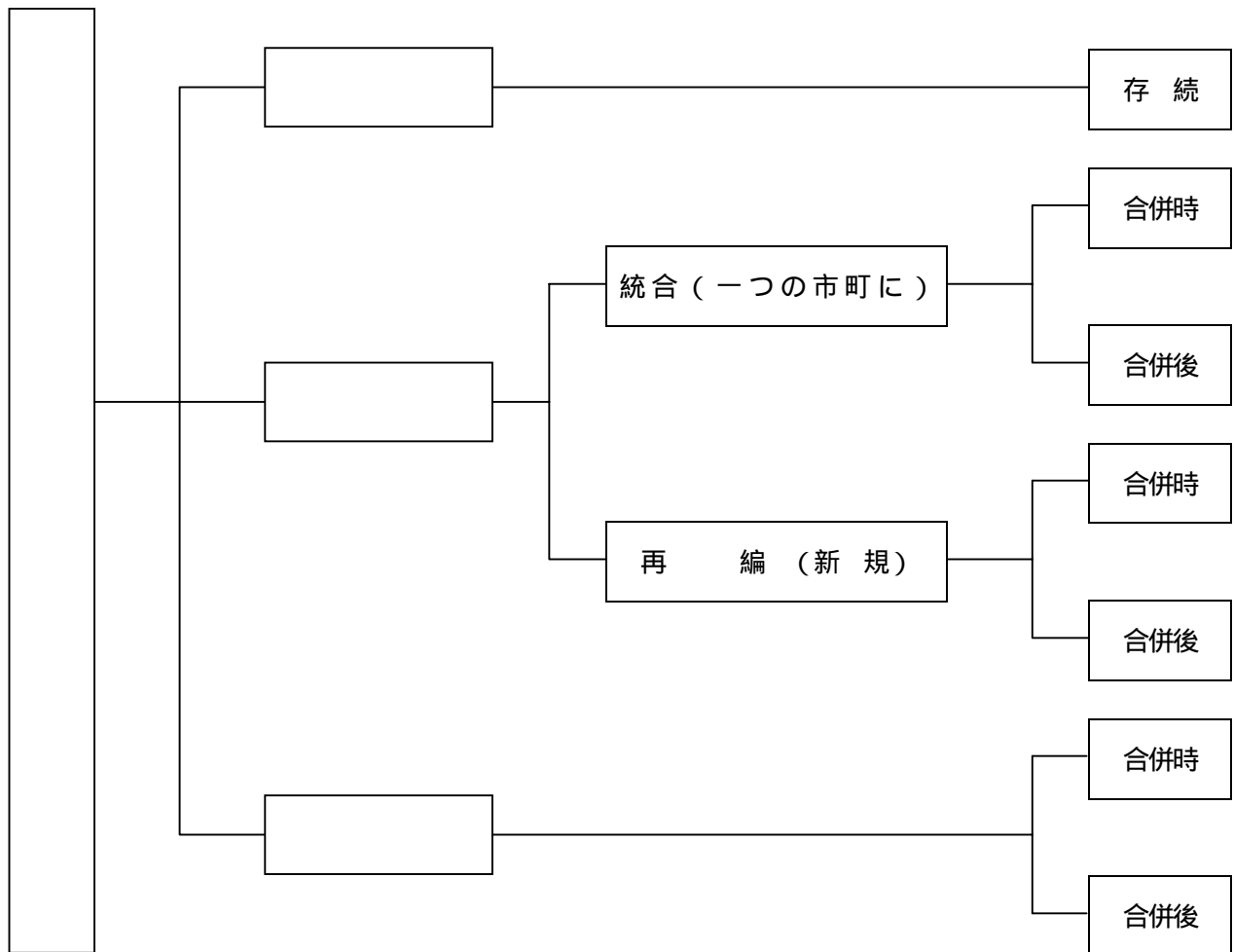
## 2. 協議の方針

基本的な協定項目、合併特例法に定める協定項目、その他必要な協定項目及び新市建設計画に関する協定項目の協議に当たっては、一般的に次の6原則を踏まえて行うことが必要とされています。

### 協議における基本6原則

- 一体性確保の原則・・・新市に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。
- 住民福祉向上の原則・・・住民サービス及び住民福祉の向上に努める。
- 負担公平の原則・・・負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。
- 健全な財政運営の原則・・・新市において健全な財政運営に努める。
- 行政改革推進の原則・・・行政改革を推進する観点から事務事業の見直しに努める。
- 適正規模準拠の原則・・・自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

## 3. 事務事業のすり合わせの基本的区分



報告第11号

住民意向調査について

住民意向調査について別紙のとおり報告し、承認を求める。

平成15年11月14日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

## 住民意向調査の実施について

### 1 目的

西脇市・黒田庄町の住民の生活実態、現状の行政サービスに対する満足度及び新市の将来像について住民意識を把握するとともに、住民の意向を反映した新市まちづくり（建設）計画を策定する基礎データとして活用することを目的に調査を実施する。

### 2 対象者

平成15年10月1日現在、西脇市・黒田庄町に在住する昭和63年4月1日以前に生まれた者（高校1年生相当年齢以上）から4,000人を無作為抽出（全対象者の10.3%）する。

なお、配分については次のとおり行う。

- ・定数割20%（両市町に各400人、計800人）
- ・人口割80%（西脇市2,640人、黒田庄町560人）

この結果、調査対象者数は、西脇市3,040人、黒田庄町960人となる。

また、男女比率は同率、同一世帯からは複数の抽出は避けるように設定した上で、年代別に応じて下記の表のとおり抽出する。

誕生年月日	西脇市	黒田庄町	合計
昭和9年4月1日以前（70歳代以上）	280	90	370
～昭和19年4月1日（60歳代）	280	90	370
～昭和29年4月1日（50歳代）	550	170	720
～昭和39年4月1日（40歳代）	550	170	720
～昭和49年4月1日（30歳代）	550	170	720
～昭和59年4月1日（20歳代）	550	170	720
～昭和63年4月1日（16歳以上）	280	100	380
合計	3,040	960	4,000

注1．老人介護施設等に入所しているものを除く。

注2．年代は、平成16年4月1日時点を基準としている。

参考...全対象者数

西脇市 31,932人

黒田庄町 6,903人

合計 38,835人



### 3 調査期間と方法

#### (1) 調査期間

平成15年11月7日に発送、平成15年11月21日投函締切り

#### (2) 調査方法

住民意向調査票の送付及び回収は、郵送による。

### 4 調査内容

別紙のとおり

### 5 調査結果

調査結果については、コンサルが取りまとめた後、12月中に開催する協議会で中間報告を行い、1月中に開催する協議会で最終の結果報告をする予定

# 西脇市・黒田庄町の新しいまちづくりにおいて みなさんのご意見をお聞かせください！

## 西脇市・黒田庄町 1市1町の合併に関するアンケート調査ご協力をお願い

みなさん、こんにちは。こちらは、西脇市・黒田庄町合併協議会です。

この協議会では、西脇市と黒田庄町との合併に関するさまざまな項目について検討・協議を行っています。

また、合併した場合、どのようなまちをめざすのか、そのためにどのような施策を展開していくのかなど新しいまちづくりに向けた計画を作成していきます。

そこで、みなさんから将来の新しいまちづくりについて、ご意見やご要望をお聞きし、今後の協議や計画策定の参考とさせていただきたいと考えています。

みなさん自身のお考えをお答えいただければ幸いです。

大変お忙しいとは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成15年11月 西脇市・黒田庄町合併協議会

### <ご記入にあたって>

- この調査は、1市1町内にお住まいの15歳以上の方から、総計4,000人の方々を、年代別に無作為に選び、あなたに調査票を配布させていただきました。

宛名のご本人がお答えください。

- ご回答いただきました調査票は、大変お手数ですが、同封の返送用封筒（切手を貼っていただく必要はありません）に入れ、

11月21日（金）までに、

ご返送（投函）いただきますようお願いいたします。

- この調査は無記名で、他の目的には一切使用いたしません。また、調査の結果は統計的に処理いたしますので、みなさんにご迷惑をおかけすることは決してございません。
- 調査についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

西脇市・黒田庄町合併協議会事務局（西脇市生涯学習まちづくりセンター内）

TEL ; 22 - 3111 （内線554、555）

FAX ; 23 - 8844

E-mail ; nk-gappei@city.nishiwaki.hyogo.jp

## アンケート調査票

あてはまる番号を で囲んでください。（具体的に）とあるところには、具体的に記入してください。

あなたご自身のことについておたずねします。

**問1** あなたの性別はどちらですか。

1 . 男      2 . 女

**問2** あなたのお住まいはどちらですか。

1 . 西脇市      2 . 黒田庄町

**問3** あなたの年齢はどれにあたりますか。

1 . 10 歳代	2 . 20 歳代	3 . 30 歳代
4 . 40 歳代	5 . 50 歳代	6 . 60 歳代
7 . 70 歳以上		

あなたの生活行動範囲についておたずねします。

**問4** あなたの日常生活の主たる行動範囲はどこですか。それぞれの項目で主たる地域を1つ選んで、番号に をつけてください。

目 的	西脇市	黒田庄町	中町・加美町 八千代町	小野市・加東郡	加西市	氷上郡	三木市・明石市	加古川市・姫路市	三田市・篠山市	神戸市・大阪市	その他の市町村	行動しない
1. 通勤先・通学先	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
2. 食料品や日用品の買い物	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
3. 衣料、家電製品等の高価な買い物	1		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
4. レストラン・飲食店の利用	1		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
5. コンサート等の文化鑑賞やスポーツ観戦		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
6. 文化活動やスポーツ活動への参加	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
7. よく行く行楽地（遊びに行くところ）	1		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
8. 病院・診療所の利用	1		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
9. 福祉施設（児童・老人福祉施設等）の利用		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

あなたの定住意向についておたずねします。

**問5** あなたは、1市1町内に今後も住み続けようとお考えですか。1つ選んで、番号に をつけてください。

1. できればこれからもずっと1市1町内に住み続けたい[ 問5-1へ]
2. 1市1町外に一時的に転居すると思うが、できれば将来は1市1町内に落ち着きたい[ 問5-1及び問5-2へ]
3. できれば1市1町外に転居したい(将来戻ってくるつもりはない)  
[ 問5-2へ]
4. わからない

問5で、1又は2を選んだ方のみお答えください。(2を選んだ方は問5-2もお答えください。)

**問5-1** 「1市1町内に住み続けたい」あるいは「将来は1市1町内で落ち着きたい」とお考えの主な理由は何ですか。1つ選んで、番号に をつけてください。

1. 住み慣れた(生まれ育った)地域だから
2. この地域で(ずっと)働くつもりだから
3. 買い物などの日常生活に便利だから
4. 自然が豊かなこの地域の環境が好きだから
5. コミュニティ活動(近隣の人たちとの付き合い、地域の行事など)が好きだから
6. その他(具体的に: )

問5で、2又は3を選んだ方のみお答えください。

**問5-2** 「1市1町外に一時的に転居する」あるいは「できれば転居したい」とお考えの主な理由は何ですか。1つ選んで、番号に をつけてください。

1. この地域に働く場所がない、又は少ないから
2. 仕事・学校の事情(転勤・通学等)から
3. 買い物などの日常生活をするのに不便だから
4. みんなで楽しんだり、遊ぶ施設などがないから
5. コミュニティ活動(近隣の人たちとの付き合い、地域の行事など)が面倒だから
6. その他(具体的に: )

1市1町の現状と合併した場合のまちづくりについておたずねします。

**問6** 現在あなたがお住まいのまちの現状について、どのように感じていますか。下記の各項目について、その満足度を1～5のうちから1つだけ をつけてください。

また、1市1町が合併した場合、将来のまちづくりにはどのような施策が重要だと思われるか。各分野(A～E)ごとに、指定した数以内で をつけてください。

項 目		大変満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	大変不満	重要な項目
A 生 活 基 盤	1. 地域外との行き来が便利になる幹線道路網の整備	1	2	3	4	5	3つ以内
	2. 日常生活に利用する身近な生活道路網の整備	1	2	3	4	5	
	3. 鉄道や路線バスなどの公共交通の利便性	1	2	3	4	5	
	4. 公共施設や道路の段差解消など、高齢者や障害者の日常生活の妨げとなる障害を取り除くまちづくり	1	2	3	4	5	
	5. 上水道・下水道の整備	1	2	3	4	5	
	6. ごみ処理、リサイクルなどの環境保全対策の充実	1	2	3	4	5	
	7. 緑や水などの自然環境の保全、創造	1	2	3	4	5	
	8. 情報通信基盤(インターネット・テレビの受信・携帯電話等の利用できる環境)の充実	1	2	3	4	5	
	9. 魅力ある住宅地整備の推進(公営住宅整備を含む)	1	2	3	4	5	
	10. 公園や緑地、レクリエーション施設など身近ないこいの場の充実	1	2	3	4	5	
11. 公民館、集会場などの身近なコミュニティ(地域社会)施設の充実	1	2	3	4	5		
12. 防災、防犯、交通安全、消費者保護などくらしの安心・安全対策の充実	1	2	3	4	5		

B 教 育 ・ 文 化	13. 地域の特色ある歴史資源の保護・保存と活用	1	2	3	4	5	2つ以内
	14. 幼稚園・小中学校の施設の充実	1	2	3	4	5	
	15. 幼児教育・学校教育の充実	1	2	3	4	5	
	16. 青少年の健全育成に向けた取組み	1	2	3	4	5	
	17. 生涯学習施設(ホール、図書館など)の充実	1	2	3	4	5	
	18. 生涯学習・文化振興事業の充実(機会の創出など)	1	2	3	4	5	

項 目		大変満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	大変不満	重要な項目	2つ以内
C 健康・福祉	19. スポーツ施設の整備（体育館、グラウンド等）	1	2	3	4	5		
	20. 保健サービスの充実（検診、健康づくり活動、健康相談等）	1	2	3	4	5		
	21. 病院、診療所等の医療施設の充実	1	2	3	4	5		
	22. 子育てを支援する体制・施設（保育園など）の充実	1	2	3	4	5		
	23. 高齢者福祉施設（老人ホーム、デイサービスセンター等）の整備・支援体制の充実	1	2	3	4	5		
	24. 障害者・障害児福祉の施設整備・支援体制の充実	1	2	3	4	5		

D 産 業	25. 農林業の振興・育成（生産基盤の強化・整備、後継者育成など）	1	2	3	4	5		
	地場産業（播州織・毛鉤など）の振興・育成	1	2	3	4	5		
	地域内で働く場所（雇用）の確保、中小企業の育成・起業支援などの労働対策の充実	1	2	3	4	5		
	新規企業（工場）誘致・新産業の創出	1	2	3	4	5		
	商業の振興（商店街の活性化など）や買物の利便性、サービスの向上	1	2	3	4	5		
	地域資源などを活用した観光の振興	1	2	3	4	5		

E 住 民 参 加	人権教育や男女共同参画社会（男女がともに能力を生かすことのできる社会）づくりの推進	1	2	3	4	5		
	行事やイベントなど住民交流のための機会の充実	1	2	3	4	5		
	国際交流・他都市などとの広域的な交流の促進	1	2	3	4	5		
	NPO（営利を目的としない公益的な民間の組織）やボランティア活動の支援	1	2	3	4	5		
	近所の人たちと助け合い、支えあう環境づくり	1	2	3	4	5		
	住民参画による行政と協働のまちづくりの推進	1	2	3	4	5		
	広報活動や情報公開など開かれた行政の推進	1	2	3	4	5		

1市1町が合併した場合の“まちの将来像”(イメージ)についておたずねします。

**問7** 1市1町が合併した場合、将来どのようなまちになればよいと思われますか。1~16の中から3つ以内で を付けて下さい。

ま ち の イ メ ー ジ	
1.	歴史や伝統的文化のかおり高いまち
2.	豊かな緑や水などを重視した自然環境を生かしたまち
3.	道路・公園、商業施設、公共交通網などが整備された、便利で快適なまち
4.	災害や事故、犯罪のない安全なまち
5.	情報や通信ネットワークが発達した、高度情報化のまち
6.	自然環境の保全やリサイクル活動など、積極的に環境問題に取り組むまち
7.	子育て・教育環境が充実し、子どもたちがすこやかに育つまち
8.	芸術・文化活動やスポーツ活動のさかんなまち
9.	保健・医療や福祉サービスが充実した、健康で安心してくらするまち
10.	豊かな自然に囲まれた、農林業のさかんなまち
11.	商業や工業の活力があふれ、働く場がたくさんあるまち
12.	多くの人を訪れてにぎわう観光・交流のさかんなまち
13.	住民の自治活動やボランティア活動が活発なまち
14.	一人ひとりがお互いの人権や価値観を大切にし、尊重しあうまち
15.	住民参画によるまちづくりが行われるまち
16.	その他(具体的に )

1市1町の合併についておたずねします。

**問8** 現在、市町村合併についていろいろなところで議論されていますが、あなたはもし1市1町が合併した場合、どのようなことを期待されますか、また不安に感じられますか。

**問8-1** あなたはどのようなことを期待しますか。3つ以内を選んで、番号に をつけてください。

1. 財政規模が大きくなり、質の高い施設の整備や魅力的なまちづくりが実現する
2. 道路や公共施設の効果的な整備など、広い視点からのまちづくりが実現する
3. 両市町の文化・スポーツ施設等の相互利用や有効活用をすることができる
4. 地域資源の連携による観光・交流活動の活性化を図ることができる
5. 行政の窓口が増えることにより、行政サービスの利便性が向上する
6. 専門職員の確保・体制の充実など、多様で高度な行政サービスが実現する
7. 公共料金など住民負担の低減を図ることができる
8. 職員や議員の削減などにより、経費の削減や行財政運営の効率化が進む
9. 地域のイメージアップ（「市」や「より大きな市」になること）により、企業誘致、若者の定住促進につながる
10. 広域的で魅力あるイベントや事業が開催・誘致できる
11. その他（具体的に： \_\_\_\_\_ )

**問8-2** あなたはどのようなことを不安に感じられますか。3つ以内を選んで、番号に をつけてください。

1. 公共料金が高くなり、住民負担が重くなる
2. 中心地など一部の地域だけが発展し、周辺部が取り残される
3. 議員の数が減少することにより、住民の意思が反映されなくなる
4. 行政区域が広くなり、行き届いたサービスが受けられなくなる
5. 合併後の役所（中心的な役割を担う役場）が遠くなり、不便になる
6. 旧市町間で感情的な対立を生じる
7. 住民の連帯感が薄れ、地域のコミュニティ（地域社会意識）が崩壊する
8. 昔から受け継いできた市町固有の歴史・文化・伝統が忘れられてしまう
9. 愛着のある現在のまちの名前がなくなってしまう
10. 1市1町の小規模な合併なので、将来的に行政運営ができなくなる
11. その他（具体的に： \_\_\_\_\_ )



若年層の定住化対策についておたずねします。

**問9** 若い年齢層の人たちの定住促進対策として、特にどのような施策を強化していく必要があると思われますか。2つ以内を選んで、番号に をつけてください。

- 1 . 地場産業や新たな産業振興による活力ある働く場づくり
- 2 . 女性が働ける環境づくりや子育て支援環境の充実
- 3 . 大阪や神戸など都市圏への通勤等も視野に入れた道路・公共交通網の整備・充実
- 4 . 若い人やファミリー世帯向けの良好な住宅の供給
- 5 . 買い物・遊びなどの賑わいある空間づくり
- 6 . 公園や緑地など身近ないこいの場の充実
- 7 . さまざまな交流やコミュニティ活動が活発に行われるような環境づくり
- 8 . 青少年の健全育成に向けての教育環境の充実
- 9 . その他 (具体的に： )

**問 10** 1市1町の将来のまちづくりについての、あなたの夢やアイデア、また市町合併に関してのご意見・ご要望がございましたら、ご自由にお書きください。

(例：「 をすることにより、地域の歴史的資源や伝統文化を生かしたまちにしてほしい」、「産業を育成し、雇用の拡大に努めるまちにするため、 をした方がいい」など)

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。  
お手数ですが11月21日(金)までにご返送(投函)ください。

報告第12号

西脇市・黒田庄町合併協議会スケジュールについて

西脇市・黒田庄町合併協議会スケジュールを別紙のとおり報告し、承認を求める。

平成15年11月14日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

時期・主な予定		平成15年度								平成16年度								
		平成15年				平成16年				平成17年								
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
主な内容		合併協議会設置	県庁と接本部の連絡調整 開始		将来構想・財政計画 (案)を県本部に説明							合併協定書の調印 ・市町議会合併議案議決 ・県知事に合併申請書提出		合併協定書の調印 ・県議会の議決 ・県知事から総務大臣へ合 併届出	市町議会合併協議会廃止の 議決		市町職務執行者の選任	・新市施行 ・総務大臣の告示 ・合併協議会廃止
会議運営	協議会	協定項目の協議決定(月1・2回定期開催)																
	小委員会	小委員会付託事項の協議(必要に応じて随時開催)																
	幹事会	協議会提案事項の調整(協議会に先立って定期開催)																
	専門部会・分科会	事務事業一元化の調整内容検討(随時開催)																
事務事業	事務事業一元化	事務事業のすり合わせ一元化																
	新例規の立案・策定	例規のすり合わせ及び新例規立案・策定																
計画作成	新市まちづくり計画策定 (将来構想含む)			将来構想・新市まちづくり計画原案作成				事前協議	正式協議・調整									
	住民意向調査	住民意識調査																
広報・公聴	協議会ホームページ	随時更新																
	協議会だより																	
	啓発パンフレット			将来構想ダイジェスト版		まちづくり計画ダイジェスト版												
	住民説明会																	

# 協 議 事 項

協議第 1 号	西脇市・黒田庄町合併協議会会議運営規程について	P 1 ~ P 4
協議第 2 号	西脇市・黒田庄町合併協議会会議傍聴規程について	P 5 ~ P 10
協議第 3 号	西脇市・黒田庄町合併協議会会議録等閲覧規程について	P 11 ~ P 13

協議第1号

西脇市・黒田庄町合併協議会会議運営規程について

西脇市・黒田庄町合併協議会会議運営規程を次のように定める。

平成15年11月14日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

## 西脇市・黒田庄町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西脇市・黒田庄町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認めるときは、出席委員の3分の2以上の賛同を得て、公開しないことができるものとする。

2 会議は、公平かつ公正に運営されなければならない。

3 会議は、計画的に開催するものとする。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議の議事運営に努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。

2 議長は、会議の開催に当たり、会議録に署名する委員(以下「会議録署名委員」という。)を2名指名する。

3 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(議事の表決)

第5条 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

2 議長は、前項の規定による表決を採ろうとするときは、挙手又は投票を求め、その可否の結果を宣言するものとする。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録(別記様式)を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 作成した会議録は、会議録署名委員の確認を受け、これを保管しておくものとする。

4 会議録は、会議録署名委員が確認した日をもって確定するものとする。

( 会議録等の公開 )

第 8 条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

2 会議録は、会議録が確定した日以後に公開するものとする。

3 会議録及び会議に提出された文書の公開に関し必要な事項は、別に定める。

( 規律 )

第 9 条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

( 補則 )

第 10 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 11 月 14 日から施行する。

別記様式（第7条関係）

会 議 録

会議の名称			
開催日時	年 月 日 ( )	開会 時 分	閉会 時 分
開催場所			
議長氏名			
出席者氏名	別紙「名簿」のとおり		
欠席者氏名	別紙「名簿」のとおり		
会議事項	1 議 題		2 会議結果
会議の経過	別紙のとおり		
会議資料			
会 議 録 の 確 定			
確定年月日		署名押印	
年 月 日		署名委員 印 印	



協議第 2 号

西脇市・黒田庄町合併協議会会議傍聴規程について

西脇市・黒田庄町合併協議会会議傍聴規程を次のように定める。

平成 15 年 11 月 14 日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会 長 内 橋 直 昭

## 西脇市・黒田庄町合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西脇市・黒田庄町合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会(以下「協議会」という。)会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は、会議の会場規模に応じて調整する。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿(様式第1号又は様式第2号)に必要な事項を記入しなければならない。

(傍聴証)

第5条 一般席の傍聴人に対しては、会議開催予定時刻の15分前から傍聴受付の順に傍聴証(様式第3号)を交付する。ただし、その時刻における傍聴希望者が第3条の定員を超えるときは、くじにより定めた者に対して傍聴証を交付し、傍聴人を決定する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者(報道関係者を除く。)
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者
- (8) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話及びポケットベルの電源は切ること。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人(報道関係者を除く。)は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

(職員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月14日から施行する。





様式第3号（第5条関係）

傍 聴 証

第 号

会 議 名	
開 催 日 時	
開 催 場 所	

西脇市・黒田庄町合併協議会

協議第3号

西脇市・黒田庄町合併協議会会議録等閲覧規程について

西脇市・黒田庄町合併協議会会議録等閲覧規程を次のように定める。

平成15年11月14日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

## 西脇市・黒田庄町合併協議会会議録等閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西脇市・黒田庄町合併協議会会議運営規程第8条第3項の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会(以下「協議会」という。)会議(以下「会議」という。)の会議録及び会議に提出された文書(以下「会議録等」という。)の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

2 閲覧の請求は、会議録等閲覧申出書(別記様式)に必要な事項を記載して提出することにより行うものとする。

(閲覧に供する会議録等)

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りでない。

2 個人に関する事項、会議の公正な運営に支障を及ぼすおそれがある事項、その他閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができるものとする。

(閲覧の場所及び時間)

第4条 閲覧に供する場所は、協議会の事務局及び協議会を構成する市町の指定する場所とし、その時間は、閲覧に供する場所の執務時間内とする。

(会議録等の複写等)

第5条 閲覧者は、会議録等を閲覧し、その内容を他に写すことができる。

2 閲覧者が、会議録等の写しの交付を希望する場合は、その作成に要する費用を負担する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月14日から施行する。



別記様式（第2条関係）

会 議 録 等 閲 覧 申 出 書

年 月 日

西脇市・黒田庄町合併協議会会長 様

申出者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 ( ) \_\_\_\_\_

西脇市・黒田庄町合併協議会会議録等の閲覧をしたいので、下記のとおり申し出ます。

記

1 閲覧希望日時 年 月 日 ( )  
午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分

2 閲覧希望文書

(1) 会議の名称 : \_\_\_\_\_

(2) 文書の種類

会議録

会議に提出された文書

該当するところにチェックを付けてください。

3 閲覧の目的

協議会の審議状況を把握するため

協議会の審議状況を広報するため

合併についての論議資料とするため

その他 ( )

該当するところにチェックを付けてください。

# 事前提案事項

協議第4号	新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について	P 1 ~ P 7
協議第5号	合併の方式について	P 8 ~ P 10
協議第6号	合併の期日について	P 11 ~ P 12
協議第7号	新市の名称について	P 13 ~ P 14

協議第4号

新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について

新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針を次のように定める。

平成15年11月14日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

平成 年 月 日確認

## 新市まちづくり計画（新市建設計画）の策定方針について

### 【計画の概要】

新市まちづくり計画とは、合併後の新市のマスタープランとしての役割を担うものです。特に新設合併の場合、合併後の新市がどのようなまちづくりを進めていくのかを決めていくものであり、地域住民の将来にビジョンを示す大切なものであると言えます。

また、合併特例法に定められている合併特例債などの財政支援措置を受けるためには、本計画に事業計画として位置づけておく必要があります。

### 市町村合併の特例に関する法律（関係部分抜粋）

#### 計画に掲げる基本的事項

##### 第5条第1項

- ・合併市町村の建設の基本方針
- ・合併市町村の建設の根幹になるべき合併市町村及び都道府県が実施する事業に関わる事項
- ・公共的施設の統合整備に関する事項
- ・合併市町村の財政計画

#### 策定目的

##### 第5条第2項

市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

#### 知事への協議

##### 第5条第3項

市町村建設計画を作成したときは、あらかじめ都道府県知事に協議をしなければならない。

### 【総合計画との関係】

総合計画は、地方自治法の規定に基づき策定されるもので、市町村が将来を見通した長期にわたる経営の基本を確立するとともに、施策をひとつのまとまりのあるものとする事で、独自のまちづくりを進める基本となるものです。一方、市町村建設計画は、新しいまちづくりに向けての将来ビジョンとなるものですが、法定協議会段階では、合併後の事業内容を合併前に詳細に固めてしまうことは難しいこと、また、予算の確定や事業箇所の決定及び各事業間の優先度の判断等、不確定な部分が多く、最終的には事業が具体化する合併後の新しい市町村において判断せざるを得ないことから、近年の合併事例において市町村建設計画は、新市町村の「総合計画の基本構想的な位置づけ」となっている場合が多いようです。

## 【計画策定方針】

合併協議会で策定する新市まちづくり計画については、おおむね次のような方針で臨むものとします。

新市まちづくり計画は、西脇市及び黒田庄町の合併後の新市におけるマスタープランとしての役割を担うものであることから、両市町の既存の総合計画をはじめとする各種計画、住民意向調査等を十分に踏まえ、両市町の速やかな一体性を確保し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上に資するものとなるように策定するものとする。

合併後の新市の将来目標を定め、新市のまちづくりを行っていくための基本方針、また、それを実現するための主要事業及び公共施設の統合整備については、将来を展望した長期的視野に立って策定するものとする。

計画の内容については、単にハード面の整備だけでなく、ソフト事業にも配慮するとともに、実現可能で、かつ、真に新市のまちづくりに資する事業を選び、健全な行財政運営に裏付けられた着実なものとする。

計画策定期間については、合併後からおおむね 10 年間について定めるものとする。ただし、財政計画については、合併後 15 年間を見据えたものを作成するものとする。

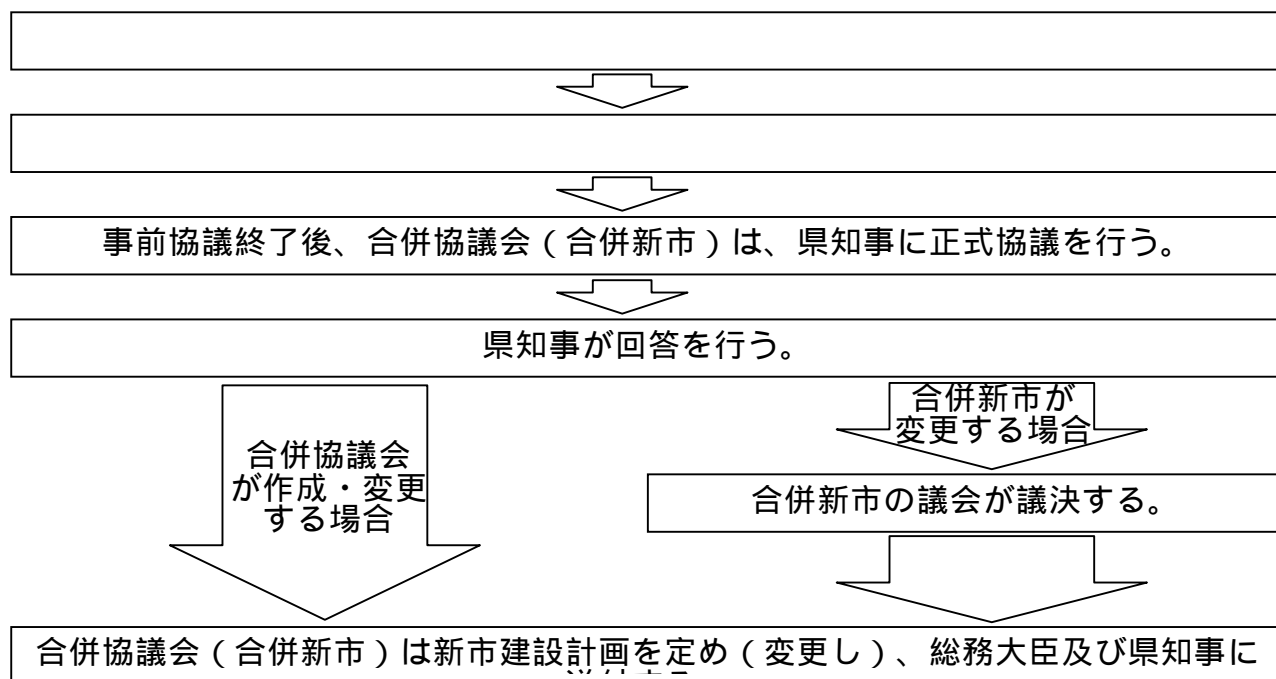
財政計画については、作成に当たっては、今後の経済情勢等の見通しを踏まえるとともに、地方交付税、補助金及び地方債（合併特例債）などの依存財源を過大に見積もることなく、健全な財政運営が行われるよう十分配慮したものとする。

新市の進むべき方向について、より具体的かつ詳細な内容は、合併後の新市において策定する総合計画に委ねるものとする。

## 【計画作成（変更）の手順】

新市まちづくり計画の作成手順は、合併特例法第5条で規定されています。作成は合併協議会が行いますが、合併後の変更については、合併新市が議会の議決を経て行うこととなります。

作成（変更）に係るフローを図示すると以下のとおりです。

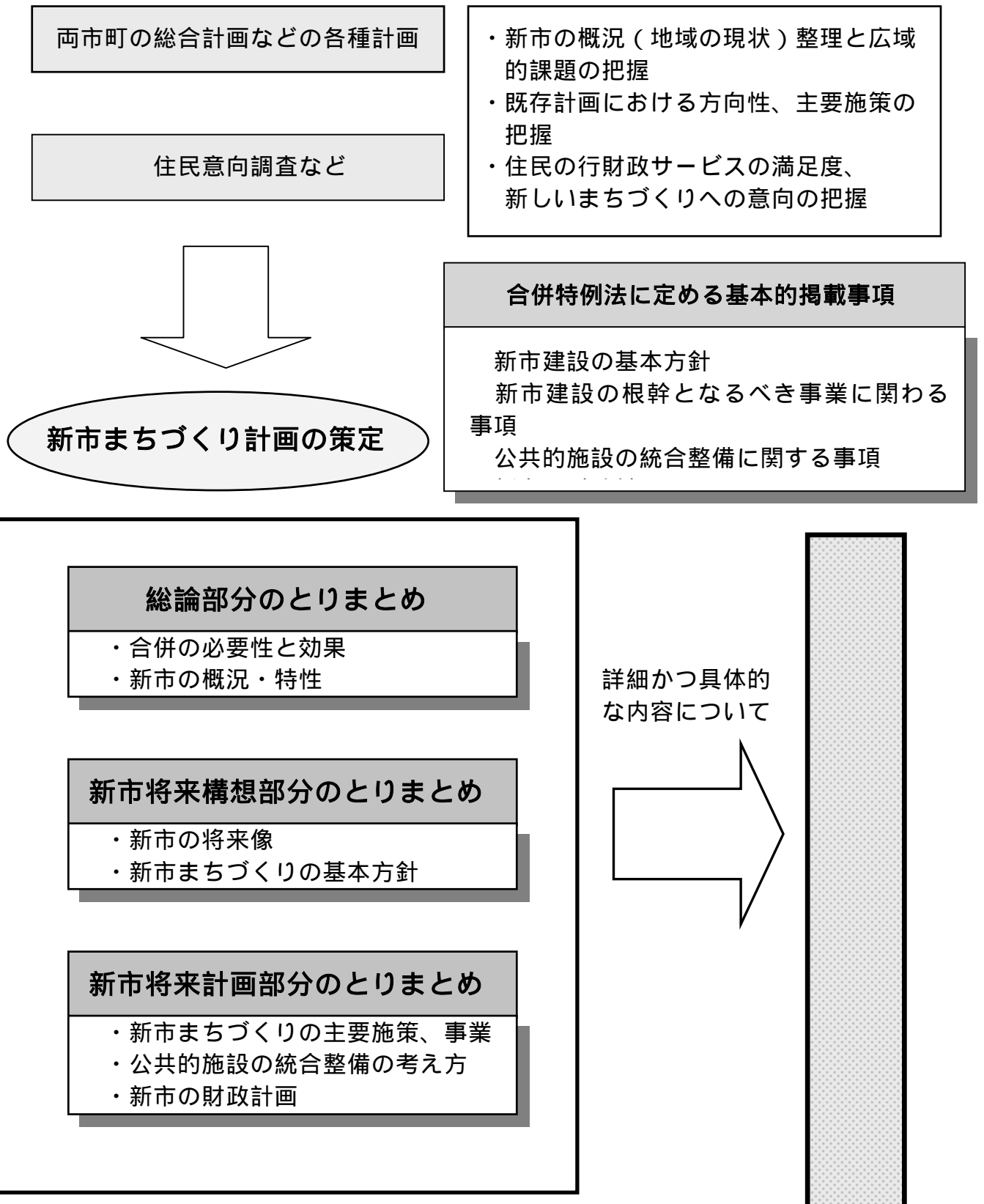


## 【計画の構成・内容】

新市まちづくり計画の構成・内容は以下のようになります。

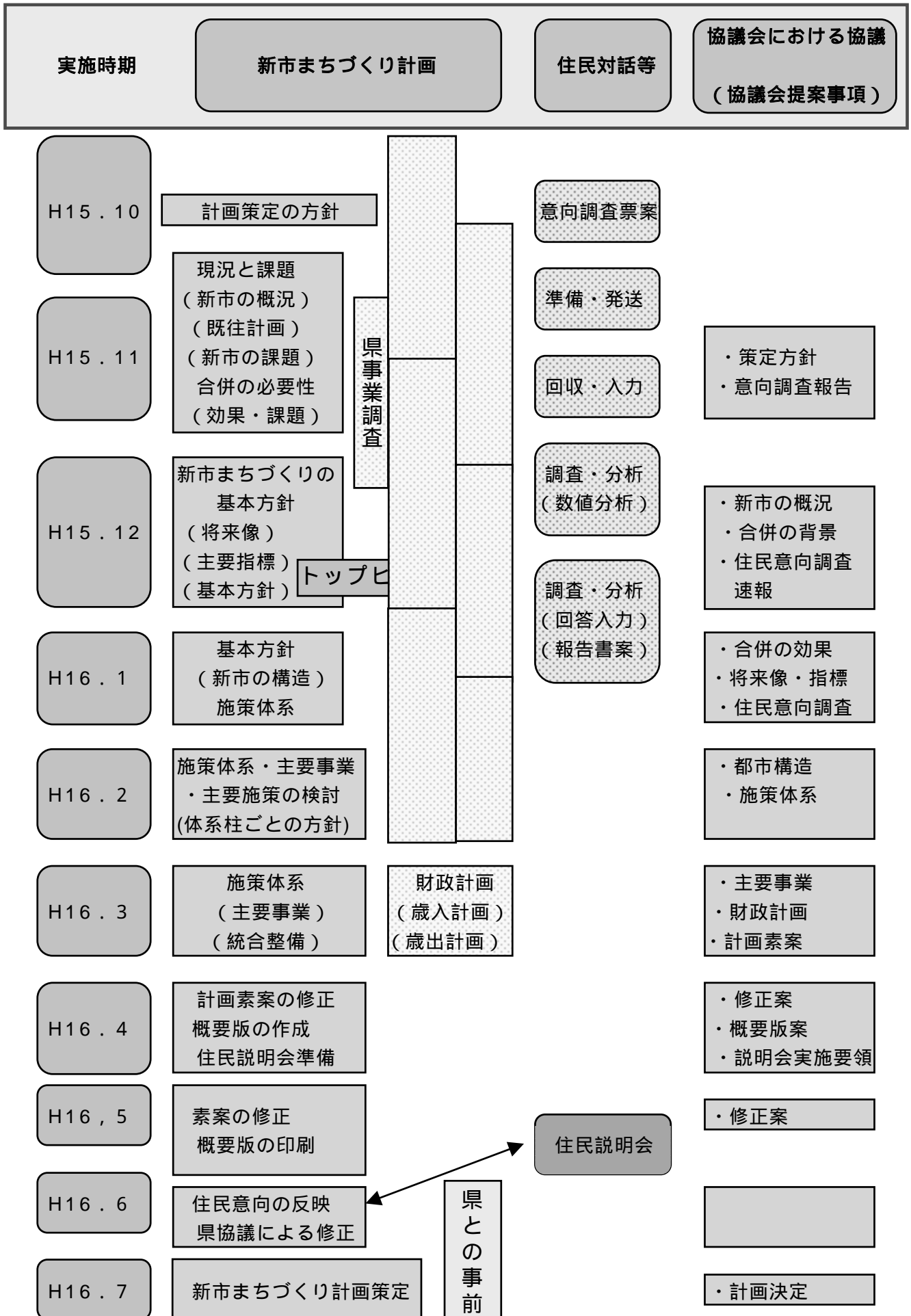
検討項目	検討内容
<b>序 論</b>	
合併の必要性と効果	地方分権や少子高齢化などの社会潮流、地域活性化などの観点から合併の必要性を検討し、住民にとって不利益、不便が生じないような合併及び新市のまちづくりの留意点を整理する。
計画策定方針	計画の趣旨、構成、期間等について位置付ける。
<b>新市の概要</b>	
地域の概況・特性	両市町を取り巻く社会潮流について分析、また地勢・人口・世帯等の社会経済指標の推移を把握し、地域の現状分析を行う。
地域課題の把握・検討	広域市町村計画から見た位置付け、地域の現状と住民アンケート調査等から新市のまちづくりの主要課題を把握し、検討する。
<b>主要指標の見通し</b>	
	新市の将来人口、年齢別人口、世帯数等の見通しを検討する。
<b>新市のまちづくりの基本方針</b>	
新市の将来像・基本理念	新市の計画推進の基本理念・将来像を定め、まちづくりの方向性、建設の目標を示す。
新市まちづくりの基本方針	新市の将来像を実現するための基本方針を検討する。
土地利用	社会経済条件等に配慮し、新市の都市構造を設定し、長期的展望から地域別の適切な土地利用の基本方針を検討し、必要に応じ地域別の整備方針を具体的に明示する。
地域別整備の方針	
<b>新市の施策</b>	
施策体系	基本方針ごとに、より具体的な施策方針を定め、施策の体系化、施策展開の考え方を示し、主要事業の位置付けを行う。 (例) ・産業の振興 ・都市基盤・生活基盤の整備 ・健康福祉の充実 ・自然環境と共生するまちづくり など
事業推進	基本方針を実現するための新市事業・県事業を具体的に示す。
<b>公共的施設の適正配置と整備</b>	
	住民サービスの低下を招かないように地域の実情と財政事情を勘案し、市役所をはじめとする公共施設の統合整備、適正配置、機能の充実の方向について検討する。
<b>財政計画</b>	
前提条件の設定	過去の歳入・歳出の推移、合併による財政支援措置の活用を踏まえ、財政見通しの検討のための前提条件を設定する。
歳入・歳出の見通し	合併後の歳入、歳出に係る財政見通しを検討する。 (一般的には合併後10年、県の指導では15年)

## 【計画策定の体系図】





# 【計画策定スケジュール】



協議第 5 号

合併の方式について

合併の方式については、次のとおりとする。

平成 15 年 11 月 14 日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会 長 内 橋 直 昭

合併の方式
西脇市及び黒田庄町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する 新設合併（対等合併）とする。
平成 年 月 日 確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	幹事会
協定項目	1 合併の方式	関係項目		
調整内容	西脇市及び黒田庄町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。			

区分	新設合併	編入合併	備考
定義	二以上の市町村を廃止して、その区域に新たに一つの市町村を置くこと。	一以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入すること。	【最近の先進事例】
法人格	合併関係市町村（合併前の市町村）の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。	《新設合併》
合併市町村の名称	新たに定める。	一般的には、編入をする市町村の名称となる。（新たに定めることもできる。）	篠山市（篠山町、西紀町、丹南町、今田町） あきるの市（秋川市、五日市町） ひたちなか市（勝田市、那珂湊市）
事務所の位置	新たに定める。	一般的には、編入をする市町村の事務所の位置となる。	北上市（北上市、和賀町、江釣子村） 東かがわ市（引田町、白鳥町、大内町）
議会議員	原則	合併関係市町村の議員はその身分を失う。地方自治法に定める定数の議員の選挙（設置選挙）を行い、新議員を選出する。任期は、設置選挙の日から4年	山県市（高富町、伊自良町、美山町） 周南市（徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町） 瑞穂市（穂積町、巢南町） 千曲市（更埴市、戸倉町、上山田町）
	特例	合併関係市町村の協議により次のいずれかによることができる。 （定数特例制度） 設置選挙により選出される議会の議員の任期に限り、法定数の2倍まで議員を置くことができる。 （在任特例制度） 合併関係市町村の議会議員の被選挙権を有することとなる者は、全員、2年以内の間引き続き在任できる。	《編入合併》 盛岡市（盛岡市、都南村） 水戸市（水戸市、常澄村） 新潟市（新潟市、黒埼町） 潮来市（潮来町、牛堀町） 呉市（呉市、下蒲狩町） 新居浜市（新居浜市、別子山村） 野田市（野田市、関宿町） 新発田市（新発田市、豊浦町） 田原市（田原町、赤羽根町）
		編入する市町村の議員は、そのまま在任し、編入された市町村の議員はその身分を失う。（ただし、合併により著しく人口の増加があった場合には、地方自治法に定められる議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。） 任期は、編入をする市町村の議員の残任期間	
		合併関係市町村の協議により次のいずれかによることができる。 （定数特例制度） 編入をする市町村の議会の議員の任期相当期間について、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。 （在任特例制度） 編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の被選挙権を有することとなる者について、編入する市町村の議会の議員の残任期間相当在任することができる。なお、合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用する場合には、合併後最初に行われる一般選挙により選出される任期相当期間についても、「定数特例」を用いることができる。	

区 分		新 設 合 併	編 入 合 併	備 考
農 業 委 員 会 委 員	原 則	合併関係市町村の委員は、その身分を失う。 新たに選挙及び選任により委員を選出する。	編入される市町村の委員はその身分を失い、編入する市町村の委員は、そのまま在任する。	
	特 例	合併関係市町村の（選挙による委員）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10～80人の範囲で1年以内の間在任できる。	編入をする市町村の委員（選挙による委員）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で編入する市町村の委員の残任期間在任できる。	
特 別 職	合併関係市町村の特別職は失職する。 なお、合併市町村の首長は、選挙により選出することとなり、助役、収入役等は、新たに任命されることになる。	編入をする市町村の特別職は身分に変動はないが、編入される市町村の特別職は失職する。		
一 般 の 職 員	消滅する合併関係市町村の職員は全員失職するが、全員合併市町村に引き継がれる。	編入をする市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は、全員編入する市町村に引き継がれる。		
条 例 ・ 規 則	合併関係市町村の条例・規則は全て失効し、新たに制定することとなる。	編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入をする市町村の条例・規則に統一される。 （合併に伴い必要な改正を行う。）		
建設計画の作成	合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある	少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。		

協議第 6 号

合併の期日について

合併の期日については、次のとおりとする。

平成 15 年 11 月 14 日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会 長 内 橋 直 昭

合併の期日
合併の期日は、平成 17 年 3 月末日までとする。
平成 年 月 日 確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	幹事会
協定項目	2 合併の期日	関係項目		
調整内容	合併の期日は、平成17年3月末日までとする。			

留意事項	先進事例			
<p>1 市町村が合併するためには、関係市町村の各議会において議決してから都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出（知事から）、総務大臣による告示など、様々な手続きが定められており、相当の日数を要することから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。</p> <p>2 期日決定に当たっては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長、議会議員の任期、合併時の事務処理・引継の利便性等を総合的に勘案して判断すべきである。</p> <p>合併の期限                      合併特例法の期限内(平成17年3月31日まで)</p> <p>1 市になるための要件の特例(平成17年3月31日までに合併した場合)                      合併特例法第5条の3                      地方自治法第7条第1項の規定に基づき市の区域の全部を含む区域をもって市を設置する処分のうち市町村の合併に係るものについては、当該処分により設置されるべき当該普通地方公共団体が同法第8条第1項各号に掲げる要件のいずれかを備えていない場合であっても、同項各号に掲げる要件を備えているものとみなす。</p> <p>2 合併特例法上の優遇措置(平成17年3月31日までに合併した場合)                      地方交付税の合併算定替や合併特例事業の推進など合併市町村に対する財政措置が受けられる。                      平成17年3月31日までに関係市町村議会での議決を経て都道府県知事に合併申請をした場合に限り、法改正による優遇措置の適用を総務省が検討中。(平成15年6月11日 総務事務次官通知)</p>	合併期日	新市町名	合併関係市町村名	合併方式
	平成13年4月1日(日)	潮来市	潮来町、牛堀町	編入
	平成13年5月1日(火)	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	新設
	平成13年11月15日(木)	大船渡市	大船渡市、三陸町	編入
	平成14年4月1日(月)	さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	新設
	平成14年11月1日(金)	つくば市	つくば市、荳崎町	編入
	平成15年2月3日(月)	福山市	福山市、内海町、新市町	編入
	平成15年3月1日(土)	廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	編入
	平成15年4月1日(火)	南アルプス市	櫛形町、白根町、若草町、甲西町、八田村、芦安村	新設
	平成15年4月21日(月)	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	新設
	平成15年5月1日(木)	瑞穂市	穂積町、巢南町	新設
	平成15年6月6日(金)	野田市	野田市、関宿町	編入
	平成15年7月7日(月)	新発田市	新発田市、豊浦町	編入
	平成15年8月20日(水)	田原市	田原町、赤羽根町	編入
	平成15年9月1日(月)	千曲市	更埴市、戸倉町、上山田町	新設

協議第7号

新市の名称について

新市の名称については、次のとおりとする。

平成15年11月14日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

新市の名称
新市の名称は「西脇市」とする。
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	幹事会
協定項目	3 新市の名称	関係項目	
調整内容	新市の名称は「西脇市」とする。		

現		況		備 考
西 脇 市		黒 田 庄 町		
昭和27年4月1日 多可郡西脇町、同郡日野村、同郡重春村及び同郡比延庄村を廃し、その区域全部をもって新たに西脇市を設置する。 昭和29年3月30日 加西郡芳田村を廃し、その区域を西脇市に編入する。		昭和35年1月1日 多可郡黒田庄村を多可郡黒田庄町とする。		
【新設合併の事例】 合併関係市町村のいずれかの名称を使用				
都道府県名	新市(名称)	合併年月日	合併関係市町村	
岩手県	北上市	平成3年4月1日	北上市、和賀町、江釣子村	
兵庫県	篠山市	平成11年4月1日	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	
静岡県	静岡市	平成15年4月1日	静岡市、清水市	
福岡県	宗像市	平成15年4月1日	宗像市、玄海町	
岐阜県	本巣市	平成16年2月1日(予定)	本巣町、真正町、糸貫町、根尾村	
新しい名称を使用				
都道府県名	新市(名称)	合併年月日	合併関係市町村	
東京都	西東京市	平成13年1月21日	保谷市、田無市	
山梨県	南アルプス市	平成15年4月1日	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛研細町、甲西町	
香川県	さぬき市	平成14年4月1日	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	
岐阜県	山県市	平成15年4月1日	高富町、伊自良村、美山町	
長野県	千曲市	平成15年9月1日	更埴市、戸倉町、上山田町	